

いわぬま地元応援割増商品券の使用に際し、次の点にご注意ください。

**使用期間** 令和4年9月1日（木）～11月30日（水）

※使用期間を過ぎたものはご使用いただけませんので、ご注意ください。

## 注意事項

1. 登録店舗（飲食店含む）の商品やサービス等の支払いにご使用いただけます。
2. つり銭はお出ししません。会計金額が商品券の額面を超える場合は、差額を現金・クレジットカード等でお支払ください。
3. 商品券と現金とのお引換はいたしません。
4. 商品券の盗難・紛失・破損・汚損又は滅失等の事故に対し、発行者は一切責任を負いません。
5. 商品券記載の有効期限を過ぎたものはご使用いただけません。  
(有効期限：令和4年11月30日)
6. 商品券使用期間内、期間経過後に関わらずいかなる場合も払い戻しはできません。
7. 商品券の転売は厳禁です。
8. 商品券に発行者印及び番号のないものは無効です。
9. 緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の適用等により、お店が休業要請・時短営業等に対応しなくてはならなくなる場合がありますので、商品券は、使える時期にお早めにご使用ください。

## 商品券が使用できないもの

次に該当するものには、いわぬま地元応援割増商品券は使用できません。

1. 商品券を単に現金化すること及びこれに類する行為
2. 商品券、ビール券、図書券、交通機関切符（定期券含む）、切手、官製はがき、印紙、プリペイドカード及び洗車カード等の換金性の高いもの
3. チャージギフト券の購入や電子マネーへのチャージ
4. たばこ、電子タバコ用たばこ、指定ゴミ袋等の法律や条例により定価以外での販売が禁止されているもの
5. 金融機関への預け入れ、出資、有価証券等の金融商品や債務に係るもの
6. 土地や家屋等の不動産購入及び賃借に係るもの
7. 国や地方公共団体への支払い及び公共料金、医療費等に係るもの
8. 商品券を担保に供し、又は質入れすること
9. 事業活動に伴い使用する原材料及び機器類、仕入商品等の事業資金
10. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係るもの
11. 特定の宗教、政治団体と係るものや公序良俗に反するもの